

指定管理者の選定結果

- 1 施設の名称 静岡市北部生涯学習センター美和分館
- 2 指定管理者の名称 財団法人静岡市文化振興財団
- 3 指定期間 平成 21 年 9 月 5 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- 4 選定の経緯
 - (1) 非公募
 - ア 募集期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 4 月 30 日まで
 - イ 申請団体 財団法人静岡市文化振興財団
 - (2) 審査方法
 - ア 審査の種類
 - a 平成 21 年 5 月 13 日 指定管理者審査委員会による審査
(書類審査及びプレゼンテーションと質疑応答)
 - b 平成 21 年 5 月 22 日 指定管理者選定委員会による審査
 - イ 審査委員会の構成
委員長 稲葉 定光 (文化スポーツ部長)
委員 竹下 昭 (スポーツ監)
委員 杉浦 正則 (生涯学習推進課長)
委員 西山 祐一 (文化財課長)
委員 斎藤 誠 (スポーツ振興課長)
 - ウ 審査基準
別紙「審査基準」のとおり
 - エ 決定方法
各審査員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査基準の項目について採点し、総合点数により決定する。
 - (3) 審査結果
 - ア 選定された団体の名称及び点数
財団法人静岡市文化振興財団
76.6 点/100 点 (市が設定した最低基準点 70 点)

イ 総 評

- ・各種媒体による情報発信と、夜間および休日も含めた学習相談への対応、視察や施設見学・職場体験の受け入れ等、さまざまなケースに対応した情報提供の計画が評価された。
- ・各種団体との共催事業の具体的な提案や市内文化施設や各生涯学習センター、複合施設である図書館との連携が提案されるとともに、グループウェアの導入や職員会議、館長会議等により情報を共有し、公平なサービスを図りながら各施設間で相互に事業を紹介すること等が高く評価された。
- ・サークル、学校、企業との連携・協働の提案はあるが、連合町内会等の地元組織と連携してまちづくりを進めていくことをもっと具体的に示して欲しかったという意見もあった。

(4) 指定管理者選定委員会

指定管理選定委員会設置規程

(5) 市議会の議決 平成 21 年 7 月 7 日

審査基準

■事業計画が施設の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。	
ア	施設の設置目的を踏まえた施設の運営方針が示されているか。
イ	施設の設置目的を踏まえた市民団体等との関係について優れた将来的展望を持っているか。
■事業計画が施設の効果的な管理を実現するものであること。	
ウ	市民の自発的な学習活動の機会の提供に関する事業計画は適切か。
エ	市民、大学、市民活動団体等との地域における連携及び協力並びにこれらの支援に関する事業計画は適切か。
オ	各種講座、講演会等の開催に関する事業計画は適切か。
カ	市民主体のまちづくりを推進する人材の育成に関する事業計画は適切か。
キ	生涯学習に関する情報の収集及び提供並びに相談に関する事業計画は適切か。
ク	各生涯学習センター等及び複合施設との連携が十分考慮された事業計画となっているか。
ケ	市民ニーズの把握及び運営への反映のための検討がされているか。
コ	施設の利用促進のための工夫がされているか。
サ	経費節減のための努力や工夫がなされているか。
シ	事業計画に対する収支予算は適切か。
ス	住民の利用について公平性が確保されているか。
■事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。	
セ	必要な人材の適切な配置が見込めるか。
ソ	生涯学習に係る自主事業の実施実績又は講師派遣実績はあるか。
タ	スタッフの指導育成、研修計画等が整備されているか。
■管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。	
チ	経理について適切な処理能力を有しているか。
ツ	決算収支の状況（経常収支、実質収支）は良好か。